

## 船舶インシデント調査報告書

令和7年7月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（推進器脱落）
発生日時	令和6年12月30日 19時00分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市池間島北東方沖 池間島灯台から真方位052° 47.5海里（M）付近 （概位 北緯25° 24.8′ 東経125° 55.5′）
インシデントの概要	漁船第三吉進丸は、操業中、推進器が脱落して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和7年1月7日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三吉進丸、12.29トン ON2-2178（漁船登録番号）、個人所有 第296-6017号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力462.0kW、回転数 毎分2,229、6気筒、ボア125.0mm、使用燃料軽油、機関製 造年月不詳、昭和57年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 5、視界 良好 海象：波高 約2.5m、潮汐 ほぼ高潮時
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、一本釣り漁の目的で、令和6年12月30日10時ごろ沖縄県宮古島市池間漁港を出港し、同漁港北東方約48.6M付近の漁場に到着後、漂泊して操業を行っていた。</p> <p>船長は、19時00分ごろ、船尾付近から浮流物等に接触したような異音が聞こえたので、乗組員に機関室内を確認させたところ、プロペラ軸は回っていたものの、本船が前進しないことから、プロペラ（以下「本件プロペラ」という。）が浮流物等に接触して脱落した可能性があると思い、操業を断念した。</p> <p>船長は、無線で本船が所属する漁業協同組合に救助の要請を行ったが繋がらなかったため、池間島北東方沖で錨を投入した。</p> <p>漁業協同組合は、本船が帰港予定時刻になっても戻らないことを心配して海上保安庁に通報した。</p> <p>海上保安庁は、通報を受けて巡視船及び固定翼機による捜索を行い、本船が最初に錨を投入した地点から南へ約3Mの池間島北東方約45.9Mの海上で、同固定翼機が本船を発見した。</p> <p>本船は、その後、巡視船により池間漁港沖までえい航されて水難救済会所属の救助船に引き渡され、令和7年1月1日12時ごろ、同漁</p>

	<p>港に到着した。</p> <p>船長は、本船を上架後、本件プロペラが脱落していることを認めた。</p> <p>船長は、令和6年9月ごろ、本船の主機を以前のものより馬力のあるものに換装し、同時にプロペラを交換したが、交換後、船体に振動があったので、製造会社に同プロペラの修理を依頼した。</p> <p>船長は、その修理の間、換装した主機に見合ったプロペラを持っていた友人から本件プロペラを借り受けて整備会社に取り付けた後、4回目の操業中に本インシデントが発生した。</p> <p>整備会社は、本インシデント後、製造会社が修理したプロペラをプロペラ軸に取り付ける際、ねじ山50mmほどのボルトがプロペラ軸のねじ穴に20mmほどしか入らなかったため、同ねじ穴を確認したところ、雌ねじが損傷しているのを認めた。</p> <p>整備会社は、プロペラ取付けを行う際、製造会社指定の取付方法で行わず、経験に基づいて行っており、損傷していたプロペラ軸の雌ねじの加工を行った後、プロペラ脱落防止のため、ねじ部分の長さ70mmほどのボルトを調達してプロペラを取り付けた。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、プロペラ軸取付部のねじ穴が損傷した状態で本件プロペラが取り付けられていたことから、漂泊して操業中、本件プロペラがプロペラ軸から脱落して推進力が得られなくなり、運航不能となった可能性があると考えられる。</p> <p>整備会社は、プロペラ取付けを行う際、製造会社指定の取付方法を確認せず、経験に基づいて行っていたものと考えられる。</p> <p>本件プロペラは、プロペラ軸取付部のねじ穴が損傷し、プロペラ軸からプロペラを固定するナット及びボルトが緩んで脱落した可能性があると考えられるが、本件プロペラを回収できておらず、客観的な情報も得られなかったことから、脱落するに至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本インシデントは、本船のプロペラ軸取付部のねじ穴が損傷した状態で本件プロペラが取り付けられていたため、本船が操業中、本件プロペラがプロペラ軸から脱落して推進力が得られなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、定期的にプロペラの締付ナット及びボルトの点検を行うこと。</li> <li>・ 整備会社は、プロペラ取付けを行う際、製造会社指定の取付方法を確認して行うこと。</li> </ul>